

■農地中間管理事業による農地等の貸借・売買

○事業利用の要件

農地中間管理事業を利用して農地を借りたり買ったりできるのは、「地域計画の目標地図において、農業を担う者に位置付けられている農業者」です。

これに加えて、農地を買おうとするときは、「認定農業者、特定農業法人などであること」や「買い入れる農用地等と現在の経営地を併せて、おおむね1 ha以上の団地を形成すること」などが要件となります。

このほか、事業の利用には以下の要件があります。

- ・貸借の期間は原則10年以上です。
- ・賃借料・売買代金の支払い方法は口座払いのみです。現金・物納による支払いはできません。
- ・事業の利用には手数料の負担をお願いします。貸借の場合は貸し手・借り手双方から0.75%、売買の場合は売り手から売買価格の2.0%を徴収します。

○手続きの流れ

事前に申請用紙を作成しますので、出し手・受け手の間で貸借（売買）について合意のうえ、農業委員会事務局まで農地の所在、契約期間、賃借料などをお知らせください。その後、来庁のうえ、書類の記入・押印をお願いします。

中間管理機構では、申請の受付停止期間を設けています。このため、4月から7月に窓口に提出いただいた申請については、他の月に比べて公告までに時間がかかります。

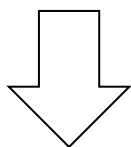
〈 随 時 〉 必要書類を農業委員会へ提出

→ 〈 毎月25日 〉 申請の受付締切（25日が閉庁日の場合は翌開庁日）

→ 〈 翌月13日 〉 農業委員会総会（13日が閉庁日の場合は翌開庁日）

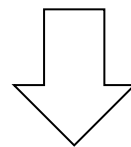
→ 〈 総会翌々月末 〉 県による公告

貸借のとき



→ 〈 公 告 後 〉 申請の控えを送付
※送付まで2週間ほどかかります。

売買のとき



→ 〈 公告翌月 〉 買い手から機構への土地代金の入金
→ 入金確認後 所有者から機構への所有権移転登記
→ 〈 公告翌々月 〉 機構から売り手への土地代金の入金
→ 入 金 後 機構から買い手への所有権移転登記

○詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。